

令和 8 年 8 月 26 日

魚沼市議会議長 志 田 貢 様

議会運営委員会
委員長 本 田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和 8 年第 3 回魚沼市議会定例会について
(2) 令和 7 年度魚沼市各会計決算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 議員派遣について
(5) その他

- 2 調査の経過 8 月 26 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和 8 年第 3 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和 8 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。

また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。

令和 7 年度魚沼市各会計決算の審査については、別紙「令和 7 年度魚沼市各会計決算の審査について」のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は 9 月 8 日正午とした。

閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議員派遣について、事務局から説明を受けた。

その他で、8 月 8 日の大雨及び 8 月 13 日の突風による被害状況について、執行部から報告を受けた。また、議会運営委員会の引継事項について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和8年第3回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

(2) 付議事件の取扱いについて

ア 市長提出事件

イ 議長受付事件

ウ 急施事件

(2) 令和7年度魚沼市各会計決算の審査について

(3) 閉会中の所管事務調査について

(4) 議員派遣について

(5) その他

2 日 時 令和8年8月26日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤

5 欠 席 なし

6 説 明 員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、閏間議事調整係長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しております。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

(1) 令和8年第3回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

本田委員長 日程第1、令和8年第3回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 付議事件について、執行部から説明を願います。

内田市長 付議事件につきましては、ファイルの令和8年第3回魚沼市議会定例会付議事件

一覧（案）のとおりでございます。また、報告案件についても資料記載のとおりであります。詳細について、総務政策部長から説明をさせていただきます。

桑原総務政策部長 それでは、付議事件一覧を基に順次御説明を申し上げます。

まず、事件番号1番から事件番号9番までにつきましては、令和7年度の一般会計及び4つの特別会計並びに4つの企業会計を合わせた9つの各会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、事件番号10番から事件番号12番につきましては、各会計の現計予算に追加や変更等を加える予算の補正についてそれぞれ議決をお願いするものでございます。

事件番号10番の令和8年度魚沼市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。当該補正予算の概要でございますが、現時点で見込んでいる主なものといたしましては、歳入では交付額の決定に伴う普通交付税及び地方特例交付金を追加するほか、いわゆる農林県単補助金の追加やハード事業に充てる市債の追加に加え、篤志家からの寄附金を追加するとともに、令和7年度会計収支の確定に伴う繰越金を追加する一方、総額確定による財源調整として財政調整基金繰入金の減額を行うものでございます。歳出では、昨冬の大雪に伴い損傷したFM中継局・防災無線子局のアンテナ修繕や、同じく大雪に伴う消融雪施設更新工事費・除雪機械修繕費、市道維持補修費などの不足分を追加するほか、8月8日の局地的な大雨により損傷した市道・農林道や農地農業用施設等の復旧費用や土砂撤去費用の計上などを予定しております。加えまして、職員個人が職務行為で被告となった訴訟事件に係る弁護士費用補助金や男性育児休暇促進奨励金などに係る不足額を追加するほか、歳入でも申し上げましたが、新潟県農林水産業総合振興事業補助金の追加事業分を計上し、併せて目黒邸の危険老木の伐採費用や公民館・社会教育施設の修繕費の不足額、また保育園修繕費の不足額などの追加を予定しております。なお、篤志家からの寄附金を原資といたしまして、ふるさと回帰育英基金費に積み増しを行うほか、令和7年度会計収支の確定による前年度繰越額の確定に伴う財政調整基金の積立分を追加することとしております。このほか道路除雪予算の一部の組替えを含め、補正額につきましては歳入歳出それぞれ7億5,160万円の増額補正を現時点で見積っておりますが、これらに加えて、戸籍総合システムの標準化に伴うデータ移行作業経費2,150万円に係る債務負担行為の設定などを合わせて第3号補正予算としてお願いするものでございます。

次に、事件番号11番の令和8年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要につきまして御説明を申し上げます。事業勘定分におきまして、今年度分の納税通知書の印刷内容がシステム側の不具合に起因して誤植を生じたことから、システム会社側の負担金を財源として納税通知書の再印刷分の郵送料を追加する内容で、歳入歳出それぞれ40万円の増額を第1号補正予算としてお願いしたいとするものであります。

次に、事件番号12番の令和8年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございますが、こちらは前年度会計の決算に伴う歳入・歳出の追加でございます。その主な内容といたしましては、歳入側で前年度繰越額の確定に伴う増額分を追加するとともに、過年度分に係る国・県からの地域支援事業交付金の追加交付を計上し、一般会計からの繰入金を減額する一方で、歳出側では前年度事業費の確定に伴い国、県及び社会保険診療報酬支払基金から本市に支払われた交付金等の精算により返還額が生じたことから、これを

償還金として追加するほか、過年度分に係る介護保険料還付金を追加することとしております。また、歳入見込額と歳出予定額の差額分を介護保険給付等準備基金への積立金として追加するとともに財源の調整・変更を含めた内容を第2号補正予算として、歳入歳出それぞれ2億1,290万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

事件番号13番、魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、いわゆるマイナンバー法の規定に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の改正等に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

事件番号14番、魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正につきましては、地方自治法施行規則の改正に伴いまして、条文中の引用条項を合わせることにして改正を行うものでございます。

事件番号15番、魚沼市印鑑条例の一部改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものであります。

事件番号16番、魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の改正に伴いまして、入院時生活療養標準負担額の助成単価の改正を行うものであります。

事件番号17番、市有財産の処分について（土地及び建物・堀之内地内）でございますが、こちらは旧堀之内町が昭和59年に取得した堀之内関下町地内に所在する宅地と倉庫でございまして、旧堀之内町が取得時以降、近隣に所在する株式会社中村バルブ製作所に貸し付けていた物件でございまして、293.24平米の土地と木造2階建ての延べ112.62平米の建物でございます。かねてより貸付人側と売却に向けて協議を行っておりましたが、魚沼市財産処分実施要綱第4条第1項第5号ウに規定する「居住以外の用に供するものとして10年以上貸し付けている財産を当該貸付人に売却する」という条文を適用しまして、随意契約により当該貸付人である株式会社中村バルブ製作所に売却するものであります。なお、相手方が今回107万円で取得する内容で協議が整ったことから、処分に当たり地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いしたいとするものでございます。

事件番号18番、市道路線の変更につきましては、新ごみ処理施設の整備に伴いまして市道金島6号線ほか4路線の延長・幅員を変更したいとするものでございます。

事件番号19番の農業委員会委員の任命につきましては、先の改選に伴いまして第2回定例議会で同意いただいた農業委員のうち1人の委員が一身上の都合により退任したことによりまして欠員が生じたことから、新たな委員の任命について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、市長提出の報告事件として、5件について御説明を申し上げます。次の2ページ目の表を御覧いただきたいと思います。

事件番号1番の令和7年度魚沼市一般会計継続費の精算につきましては、令和7年度をもって事業が終了した継続費設定事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。なお、今回は令和6年度から2箇年度にわたって継続費を設定して実施をした事業として、第三次総合計画策定支援業務委託、また湯之谷デイサービスセンター給湯・冷暖房設備熱源改修工事、特別養護老人ホーム鮎の里改修工事、監理業務委託及び備品購入、それと奥只見スロープカー電気部品交換工事、それ

からにぎわい館改修工事及び監理業務委託、以上5件が令和7年度をもって終了しましたので、これに係る精算報告ということでございます。

事件番号2番及び事件番号3番につきましては、地方自治法施行令第152条に規定する法人として、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況につきまして地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものでございます。今回報告する法人の株式会社ほりのうち及び長岡地域土地開発公社でございますが、決算認定の総会日程などの関係で前回の議会までに経営状況の報告ができなかったことから、今回の議会におきまして報告をさせていただくものでございます。

続きまして、事件番号4番、健全化判断比率につきましては、地方公共団体財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、令和7年度決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございまして、その次の事件番号5番、資金不足比率につきましては地方公共団体財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、工業団地造成事業特別会計、病院事業会計、ガス事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計等5つの会計の資金不足比率を監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございます。

付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

本田委員長 説明が終わりました。ただいま説明のあった付議事件について、質疑はございますでしょうか。(なし) これで質疑を終わりにいたします。

市長提出事件について、これを受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付・提出事件について説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長 それでは、付議事件の同じく一覧表の3ページ目から御覧ください。(資料「令和8年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの議長受付・提出事件について、質疑はありますか。(なし) 質疑を終わりにいたします。

議長受付・提出事件について、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、議長受付・提出事件について受けることに決定しました。

(2) 付議事件の取扱いについて

ア 市長提出事件

イ 議長受付事件

ウ 急施事件

本田委員長 次に、(2)付議事件の取扱いについて、審議願います。ア、イについて説明を求めます。坂大議会事務局長、お願いいたします。

坂大議会事務局長 それでは、同じく一覧表、2ページへ戻っていただきます。(資料「令和8年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの説明のとおり取扱い(案)でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、付議事件の取扱いについては取扱い(案)のように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　急施事件の取扱いについて御説明いたします。急施事件の取扱いにつきましては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきたいものであります。説明は以上です。

本田委員長　これにつきまして質疑はございますでしょうか。

関矢委員　付議事件の取扱いの中で、請願と陳情の中の陳情ですけれども、これは福祉文教委員会に付託になるのはいいんですが、陳情の場合は説明員は来ませんよね。紹介議員もいない。委員長が委員会の中で決めることですが、この問題は、できれば誰か代表者から説明員として来ていただいたほうが質疑ができるのではないかと考えています。その辺はどういう取扱いをしますか。

坂大議会事務局長　説明員は出席します。

本田委員長　ほかに質疑はございますでしょうか。（なし）質疑を終わりにいたします。

急施事件の取扱いについて、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し議会運営委員会で取扱いを決定することとよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（２）令和７年度魚沼市各会計決算の審査について

本田委員長　日程第２、令和７年度魚沼市各会計決算の審査についてを議題といたします。

議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　それでは、020ファイルをお開きください。（資料「令和７年度魚沼市各会計決算の審査について（案）」により説明）

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終わりにします。

審査方法については、令和７年度魚沼市各会計決算の審査について（案）のとおり決算審査特別委員会を設置して審査することとし、質疑については通告制とし、通告期限を９月８日火曜日正午とすることで御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（１０：２５）

（休憩中、決算審査特別委員長及び副委員長の互選の方法について意見交換）

再　　開（１０：２６）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第２については、以上とさせていただきます。

（３）閉会中の所管事務調査について

本田委員長　　日程第 3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、閉会中の所管事務調査については議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

（４）議員派遣について

本田委員長　　日程第 4、議員派遣についてを議題といたします。議会事務局長、説明をお願いいたします。

坂大議会事務局長　　定例会 2 日目、9 月 3 日に会期中及び定例会終了後の閉会中の派遣について提案をさせていただくものであります。内容といたしましては、9 月 24 日から 11 月 17 日までの中学生議会のリハーサル等であります。10 月 20 日、魚沼基幹病院との意見交換会、10 月 23 日、3 市議会合同研修会についてであります。中学生議会のリハーサル等は全議員、魚沼市基幹病院との意見交換会も全議員、10 月 23 日の 3 市合同研修会については正副議長、3 常任委員長、議運委員長が出席予定。11 月 2 日、第 2 回議会報告会、場所は親柄・大栃山、全議員が対象。11 月 5 日、6 日につきましては足立魚沼友好自治体議員連絡協議会で、全議員が対象であります。11 月 12 日が令和 8 年度の議員研修会、全議員が対象であります。11 月 19 日、中学生議会の本番、全議員が対象です。

今ほどの 7 件を予定しております。また、最終日までに追加があった場合は追加をさせていただく予定であります。説明については以上であります。

本田委員長　　ただいま説明の説明に質疑はありますか。（なし）

議員派遣については、ただいま説明のあったとおりとすることによってよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（５）その他

・ 8 月 8 日の大雨及び 8 月 13 日の突風による被害状況について

本田委員長　　日程第 5、その他を議題といたします。執行部から、8 月の大雨・突風被害について報告をお願いいたします。

桑原総務政策部長　　それでは、私から去る 8 月 8 日の大雨及び 8 月 13 日の突風等による市内の被害状況につきまして御報告を申し上げます。

まず最初に、8 月 8 日午後に発生した大雨に係る被害状況であります。建物被害 2 件を含め被害総数は 83 件に上りました。地域別の被害状況といたしましては、守門地域が最も多く 42 件、広神地域が 30 件、堀之内地域が 5 件、入広瀬地域が 3 件、湯之谷地域が 3 件となっております。小出地域はございません。特に守門及び広神地域に多くの被害が集中をしているような状況でございました。

主な被害内容につきましては、農地の畦畔や道路、水路、河川等ののり面の崩落が 37 件、これは全体の約 45%を占める被害でございます。路面への土砂流出が 13 件、用水路・水路の閉塞や土砂堆積が 12 件などとなっております。

次に、8月13日の午後に発生した突風に係る被害でございますが、こちらは堀之内地内で5件の被害を確認しております。被害の内訳としては、突風により屋根が飛ぶなどの建物被害が2件、倒木が3件という内容でございます。

これらの被害状況を踏まえまして、先ほども補正予算のところで御説明を申し上げましたように、必要な予算措置等についてはこれから補正をお願いをさせていただくということと、それぞれ早期の復旧に向けて対応を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この被害状況につきましては、定例会初日の市長からの行政報告の中でまた御説明させていただく予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

本田委員長　それでは、報告ということでよろしいでしょうか。以上とさせていただきます。

・議会運営委員会の引継事項について

本田委員長　続きまして、委員会内部の話ではございますが、議会運営委員会の引継事項ということで御協議をお願いしたいと思っています。

先般、議員の欠席について確認をというようなお話がございました。経緯といたしましては、私は会派代表者会議に出席しておりましたけれども、その会議の中で若手の議員から議員の欠席についていかなものかと、ちょっと疑義があるんじゃないかという声がありましたというような話がありました。それを受けまして、例規集でありますけれども、第2条の中で議員の欠席の届出ということが記載されております。これにのっとって、議長がやむを得ない事由の中に該当するのではないかとということで、議長判断によって許可して、欠席の届出を受け取ったというような話であります。

経緯としては以上でありますけれども、この件については皆さんいかがでしょうか。関矢委員、確認ということなので、第2条の届出が出ているので、それにのっとって議長が処理をしたということでよろしいでしょうか。

関矢委員　私も議長経験の中では、許可制ではないけれども、議長に報告があつて届け出ればそれは駄目だとはなかなか言いづらいところがあるかと思います。それはそれで通常のやりとりがあつたということでいいと思います。前回の代表者会議で出てきたことは、どういう理由で欠席ができるんだとか駄目だとかということを、明確にできるかどうかを今後議会の中で議論していただいて、休みやすいじゃないけど休んでもいいのか悪いのかという判断を若い議員ができるような形を取っていただきたいというようなことだと私は受け止めていました。今後、この場ですぐじゃなくても、議論をしていくことがいいのではないのかなとあの場では感じていました。よろしいでしょうか。

本田委員長　そもそも議員の職責ということにつきましては、地方自治法にもうたつてあるところであります。その辺の補足説明、議会事務局長、できますでしょうか。

坂大議会事務局長　今ほどの関矢委員が「休みやすい」という表現をしましたけれども、ではなくて、「出なければならない」というのが大前提だと思います。特に本会議というのは、議員になった以上は出席する義務とは言いませんけど、出なければならないという認識でいていただきたい。「どうしても休まなければならない理由ができたので休ませてくださ

い」というスタンスで考えていただきたいと思います。ただ、同じ議員であっても、例えば普通の議員であるのか、いわゆる常任委員会の長なのか、副委員長なのか、議長なのか、副議長なのか、それぞれの立場で出席しなければならない必要性というのは違ってくると思います。そういうところも認識を持っていただいて、休みやすいという考え方ではなくて、本会議や委員会、いわゆる議会の公務というのは原則出席いただくという形で考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

関矢委員　確かに、議会基本条例などで議会の職務をちゃんとうたっています。それは当然全うする。そういうことの議論をするために、もう一度議論する場所みたいなものをこれから設置してもいいのかなと、この期のうちに皆さんが議論できる場を検討してもいいのかなと。いろいろな議会改革とか、この前の行政視察でもしましたので、それも含めた中で議論できるような形が整えばと思っています。その中でまた議論させていただければと思いますがいかがでしょう。

本田委員長　議員の欠席についての話であります。それを、これは良くてこれは悪いとか、そういう話を議論しようという話でありますけれども、そもそも地方自治法上では基本的には議会を最優先して出席するということであります。そういった背景の中で、あれは良くてこれは悪くてということを経験する、まず入り口の話、議論する必要があるのかどうかということですが、皆さんいかがでしょうか。例えば、冠婚葬祭で何親等までは良くて、近所の人、まきの人は良いけど知人は駄目だとか、そういうところまでやる必要があるのかなというところも議論の話になろうかと思っています。

関矢委員　そういう例題が出てくるかと思うんですけど、そこは先ほど局長が言われたように、議員としての職責をまず自分の中で判断だと思います。そういう議論を、議運だけでもってそうだと決めなくて、やっぱり全員に周知できるような形の場を設けたほうがいいんじゃないかと、私はそういう提案なんです。ここで全協をどうしてもしなければならぬ、議論の会をつくれという話ではなくて、もう一度議会基本条例を再確認できるような場が必要なのかなというふうには私は思っています。

本田委員長　関矢委員の発言に対して、私が感じたところでは、そういった場合であれば全員協議会でも何でも確認というところはできます。ただ、先ほど話されたあれが良くてこれが悪いという議論の場というのは、どうなのでしょうね。なかなか難しいのかなと思っています。全国的にも、そういうのではないと思います。

関矢委員　全国市議会議長会からの通達が来ている中では、当然自分の病気だとか、そういうものは認められていました。介護だとか出産だとか、そういうのも認めるというような通達が何年前に来ているかと思っています。そこまで拡大されている部分もあるので、そういう部分の認識を持っていただいて、それだからいいというわけではないけれども、こういうことは全国市議会議長会では認めるような形になっていますよぐらいの話は、再度確認をすることもいいかなと思っています。それは全員協議会だけで1回で済むのかどうかという問題もあるかと思っていますので、御検討いただければと思います。

本田委員長　通達については確認は取れますか。

坂大議会事務局長　遡って確認したいと思います。

本田委員長　その事実確認もできていないことには、話は前に進まないのかなと。その通達があったから休めるんだという話であれば、その存在そのものもきちんと確認する必要

はある。ただ、やむを得ない事由というところは人それぞれだと思うので、やっぱりそれは議長に対して「やむを得ないこういう理由があるからお願いします」と議長に説明をすることが大事ですし、同僚議員からは「何であいつ休んでんだ」という指摘がないように、やはりそこはある程度同意というか、御理解をいただくことも大事なのかなと今日の話の流れを聞いて少し思いました。別にそれで、以上でよろしいんじゃないですか。全協でやりますけれども、まず書類と文章の確認、それから基本的には地方自治法にのっとって議員の責務の確認、それをやるということでもよろしいんじゃないですか。いかがですか。

関矢委員　いや、市長の前だし……。

本田委員長　実はこの引継ぎというところでは、執行部も絡む意見というのでも承る機会はあると思います。前回、話しましたが。執行部も同席した中での議論ということでお願いします。ですので、今日出番はないかもしれませんが、在席をお願いします。

内田市長　執行部からすると、議会の皆さんが議論するのも大事ですが、市民の皆さんがどう思うかというのもあると思います。そこをやっぱり無視して議論していくだけでは、できないのではないかなと思います。

本田委員長　ありがとうございます。当然、公開の場でやっていますので、秘密会ではございませんので、もちろんそのつもりでやっていますので、よろしくお願いいたします。

坂大議会事務局長　今ほどの関矢委員のお話もありました。通達等があるかどうか確認をします。通達があって、条例や規則を改正していないというのであれば、今現在はその規則にのっとるということになると思いますし、改正の必要があれば改正をするという対応になろうかと思います。ただ、先ほど冒頭で言いましたが、議員としての職責という部分と、条例例規の部分を皆さんから再確認をしていただくということで、まずはよろしいかと思います。協議をする必要があるかどうかというのは、その再確認をしたからでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

あとは、具体的な運用は、例えば職員の例に準じてやるとか、そういう例もありますので、その辺のところは必要であれば事務局で資料を作ります。それを参考に見ていただきながら確認をいただきたいと思いますし、本田委員長が今申し上げたとおり、必要に応じて議長が判断する部分はございます。いろいろとその状況は千差万別で、その人その人によって重要性、大変さというのはあるので、議長が判断していただくという部分が残っているというような運用の仕方、私はそのままでもよろしいかと思います。いずれにしても、今現在の例規を皆さんから確認していただく機会はぜひお願いしたいと思います。

本田委員長　この件については以上ということでもよろしいでしょうか。（異議なし）今日の協議事項は以上とさせていただきます。引継事項は今後またいろいろなテーマが出てくるとしますので、その都度見直しをしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

ほかに委員の皆さんから、何かございますでしょうか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉　　会（10：45）

議会運営委員会

委員長 本 田 篤